

鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の制定について

次のように定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例

鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年鹿沼市条例第 20 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 2 条 法第 34 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第 46 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。